

6 月市議会へ
みなさんのご意見・ご要望をお寄せ下さい

川口市議会 6 月定例会が始まります。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点で、議会日程・運営等について検討を重ねているところですが、市民生活を守り、応援する市政に向け、日本共産党市議団も全力を尽くす決意です。

市民のみなさんの声を市政に届け頑張ります。ご意見・ご要望をお寄せ下さい。

6 月市議会の日程案は 6 月 3 日(水) 開会予定、日本共産党市議団から板橋ひろみ議員が 6 月 10 日に一般質問を行う予定です。

現在、市議会の傍聴は自粛が呼びかけられています。
市議会は、インターネットでもご覧になれます。

日本共産党川口市議団の ホームページが開設予定です

日本共産党川口市議団のホームページが 5 月中に開設する予定です。市民のみなさんへ市議団の広報「新川口」や議会報告、市への予算要望書などの情報発信ができるよう準備を進めています。

開設後は是非ご活用下さい。

新川口

2020 年 5 月 24 日 No.1560

日本共産党川口市議会議員団
川口市前川 2-28-10
TEL.267-8411 FAX.261-3528

新型コロナウイルス感染症についての 相談・受診の目安

1. 相談・受診の前に心がけていただきたいこと

- 発熱などの風邪症状が見られるときは、学校や会社を休み外出を控える。
- 発熱などの風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録しておく。
- ※基礎疾患(持病)をお持ちで症状に変化があるかたや、新型コロナウイルス感染症以外の病気が心配な場合は、まずは、かかりつけ医などに電話でご相談ください。

2. 川口市新型コロナウイルス感染症相談電話などにご相談いただく目安

少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、すぐにご相談ください。(これらに該当しない場合の相談も可能です。)

- ・息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱などの強い症状のいずれかがある場合
- ・重症化しやすいかた(※)で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合(※)高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD など)などの基礎疾患があるかたや透析を受けているかた、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いているかた
- ・上記以外のかたで発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合(症状が 4 日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。)

(妊婦のかたへ)

念のため、重症化しやすいかたと同様に、早めに相談電話などにご相談ください。

(お子さまをお持ちのかたへ)

小児については、小児科医による診察が望ましく、相談電話やかかりつけ小児医療機関に電話などでご相談ください。

※なお、この目安は、皆さまが相談・受診をする目安です。これまでどおり、検査については医師が個別に判断します。

川口市新型コロナウイルス感染症相談電話

048-423-6832 月～土曜日(8時30分～17時15分)

※日曜・祝日を除く

コロナ禍に対応する川口市経済対策

地域活力・市民生活向上特別委員会より

5月20日、地域活力・市民生活向上特別委員会が開催されました。

議題は

- ① AI・RPA（ICTの活用）の推進について
- ② 川口市DV対策基本計画について
- ③ 新型コロナウイルス感染症にかかる経済対策についての3議題でした。

今号では③のコロナ禍に対応する川口市経済対策について、ご報告致します。2月初め以来、国内に蔓延した新型コロナウイルス感染症は世界経済にも甚大な影響をもたらしており、本市経済においても、商工会議所等のアンケート調査や意見交換会によると、飲食業などでは相次ぐキャンセルで売上が大幅に減少、製造業では部品調達ができず、生産に支障をきたすなど多くの業種で経済活動の停滞に陥っている状況です。こうした中、川口市では融資相談や国、県等の中小企業支援策の周知、川口商工会議所・鳩ヶ谷商工会等9団体と「新型コロナウイルスの影響についての産業団体との意見交換会を実施、市内産業の現状と課題を把握。金融機関への要望等を行ってきました。

5月以降、新たな支援策として新型コロナウイルス感染症に伴い売り上げが減少する小規模事業者等に、経営継続及び雇用の維持を図るための支援金（支援額：10万円、5月～）の支給や、国などの経済対策と連携して中小企業等の事業継続を支援します（支援額：20万円、7月予定）。

日本共産党川口市議団は、市長に要望書を提出しました。引き続き、「いのちとくらし、営業」をまもるため、市民の声を市政に届け安心して暮らせる川口市をめざして頑張ります。

知っ得情報 新型コロナウイルス対応で市税、国保税の徴収猶予の特例制度があります

問 徴収猶予の「特例制度」とは？

答 新型コロナウイルスの影響により、事業等に係る収入に相当の減少があったかたは、1年間、徴収猶予を受けることができます。もちろん担保の提供は不要で、延滞金もかかりません。

問 市税（個人住民税、法人市民税、固定資産税など）、国保税の徴収猶予の対象は？

答 以下のいずれも満たす納税者です

○新型コロナウイルスの影響により、2020年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べておおむね20%以上減少していること。

○一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。

問 対象となる市税・国民健康保険税は？

答 2020年2月1日から2021年1月31日までに納期限が到来する市税・国民健康保険税が対象になります。なお、これらのうち、すでに納期限が過ぎている未納の市税・国民健康保険税についても、2020年2月6月30日までに申請いただければ遡ってこの特例を利用することができます。

※2020年度個人住民税（普通徴収）4期、個人住民税（特別徴収）2020年1月～5月分、2020年度固定資産税第4期は、対象外となります。

問 申請方法は？

答 納税課、国保収納課窓口への来庁のほか、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送による申請をお願いします。

猶予制度に関する
問い合わせは

市税：納税課：048-259-7949
国保税：国保収納課 収納第1係 048-259-7671
収納第2係 048-259-7673